

宮城県

第3期

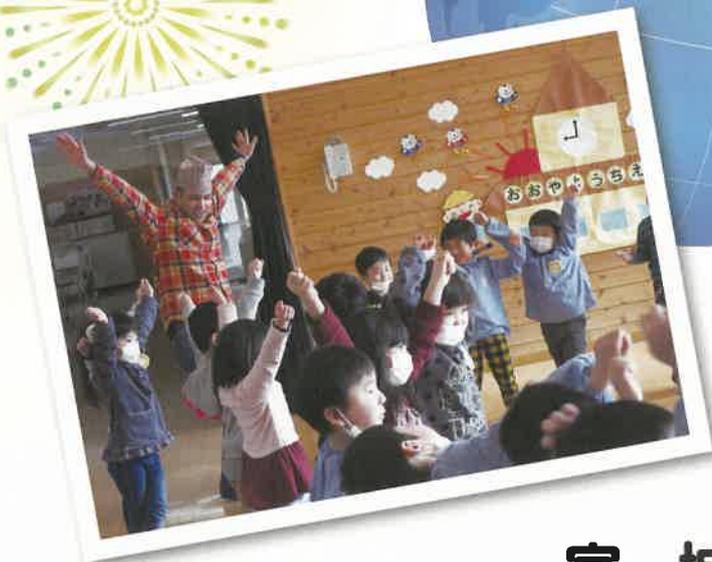
多文化共生社会

推進計画

2019-2023



多文化共生社会の
実現により
豊かで活力のある宮城へ



宮 城 県



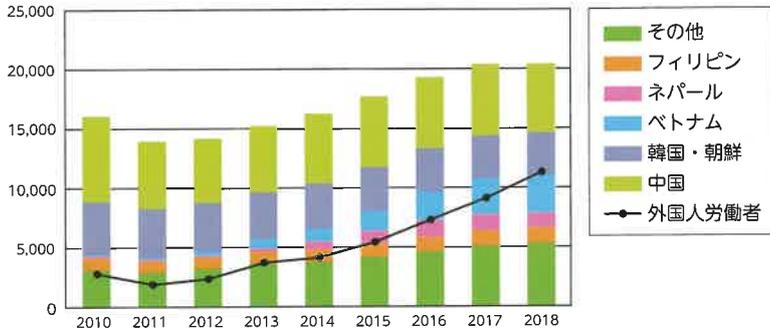
外国人県民の現況と基本理念

1 宮城県の外国人県民の現況

宮城県内の在留外国人の数は、2003年以降16,000人台で推移しており、東日本大震災後は約2,000人減少しましたが、その後、増加を続け、2018年6月末では20,434人となり過去最高を更新しています。

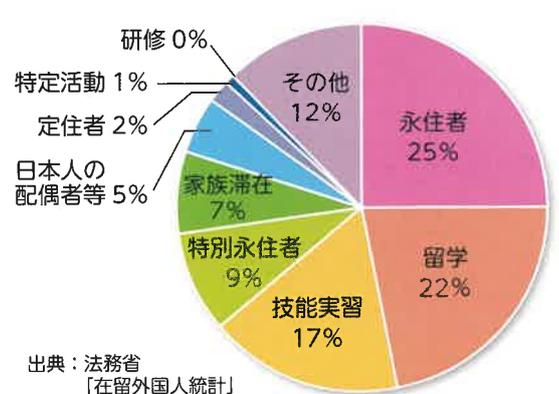
国籍別では、中国籍が最も多く、次いで韓国・朝鮮籍が多くなっていますが、近年、ベトナム籍、ネパール籍などが増加しており、全体では東南アジア国籍が増加傾向を示しています。また、在留資格別では、技能実習や留学の増加が大きくなっています。

県内の外国人数の推移



出典：法務省「在留外国人統計」（各年12月末現在、ただし2018年は6月末現在の速報値）、宮城労働局「外国人雇用状況」（各年10月末現在）

在留資格の構成（2018・速報値）



出典：法務省「在留外国人統計」

2 条例に定める基本理念

宮城県では、2007年7月、全国で初めて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定し、多文化共生を進めていく上での基本理念や県・事業者・県民の責務、市町村との協働等について決めました。

◆ 多文化共生社会とは

国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会

◆ 基本理念

『多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ』

国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重と社会参画

- 1 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重される社会
- 2 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民が地域社会に参画できる社会
- 3 県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会

3 第3期計画策定について

この計画は、外国人県民の数の増加や国籍の多様化といった状況の変化に対応しつつ、第2期計画の取組を更に進めるとともに、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定しています。

◆ 第3期計画策定の基本的な考え方

外国人を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応し、一人一人が輝ける環境の整備

新たな課題である「外国人県民の増加と多様化（Diversity）」への的確な対応

※基本理念及び基本方針は第2期計画を継承
宮城県震災復興計画発展期を踏まえた施策の強化

外国人県民を取り巻く現状と課題

※⑦：2017年度外国人県民アンケート調査結果

意識の壁

現状

①外国人県民に対する理解・認識の不足

- 「多文化共生」の理念は一定程度浸透
- 一方、⑦「外国人であるため嫌な経験等」が38.4%となるなど、未だ不十分な部分も

現状

②地域とのつながりが希薄

- ⑦「仲良くしている人がいない」等が46.5%
- 外国人県民に対する理解の不足・認識の低さ

課題

①地域社会への更なる理念啓発

- 住民はもとより住民生活に直接関与する行政機関に対し、理念啓発をより一層強化することが必要
- 関係機関との更なる連携・情報共有

課題

②地域と外国人県民との連携強化

- 地域との交流促進、自助と共助の体制構築が必要
- 外国人県民同士の交流創出が必要

言葉の壁

現状

③多言語活用ツールの不足

- 日本語を「話す」「聴く」とも不十分（それぞれ⑦23.5%、18.7%）。また、「読み」「書き」も依然不十分
- 多言語化情報の不足

現状

④学習機会の不足

- ⑦「近くに学べる場所がない」が33.3%
- 日本語講座を開設している市町村が13にとどまるなど身近な学習の場が限定的
- 日本語学習のニーズの多様化

課題

③利用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

- ICT（情報通信技術）など活用可能なツールの情報提供が必要
- 多言語対応した資料の提供や確認、通訳活用の推進、関係機関に対する多言語対応の啓発が必要

課題

④多様な学習支援による地域社会への適応力向上

- 多様なニーズやICT活用等を含めた学習支援のあり方検討が必要
- 教育委員会と連携し、日本語指導者の適切な任用及び配置等

生活の壁

現状

⑤相談内容の変化

- 外国人相談センターへの相談内容のうち、保健・医療・福祉関係が19.8%
- 在留資格や文化的背景の違いなどによる問題の複雑化

現状

⑥就労支援の必要性

- ⑦「工作中的摩擦・不快な経験等」が42.2%
- 雇用情勢の変化や少子高齢化等による労働力の不足による外国人労働力への期待

現状

⑦文化・習慣等の相互理解の不足

- ⑦「日本の文化・習慣を学びたい」が45%。日本人に対する多文化への理解を求める意見¹
- 文化的背景の違い等を要因とした、外国人県民が直面する日常生活上の支障

課題

⑤相談体制・生活支援の体制強化

- 多様な相談に迅速かつきめ細やかに対応できる体制強化が必要
- 相談窓口の周知広報の促進が必要
- 知識と経験の共有の場を提供することが必要

課題

⑥就労支援の促進

- 外国人労働者の受入環境整備に向け、地域や事業者等に対する啓発が必要
- 外国人県民に対して就職・起業に関する情報提供が必要
- 留学生や高度人材外国人の企業への受入状況や、国の動き等を踏まえた対応が必要

課題

⑦文化・習慣等の相互理解の促進

- 多文化への知識・知見の相互理解の促進が必要
- 観光振興や文化振興の視点も踏まえた受入環境整備が必要

基本方針と多文化共生施策の方向性

1 基本方針

(1) 計画の基本方針

この計画では、第1期計画、第2期計画から引き続き『外国人県民とともに取り組む地域づくり』と『外国人県民の自立と社会活動参加の促進』を基本方針として掲げ、多文化共生の推進に取り組みます。



(2) 施策展開の考え方

- 関係機関がそれぞれの役割を担い、連携して取り組む。
- 多文化共生施策は住民施策であるという視点を踏まえ、基本的な施策は行政機関が担い、地域性、柔軟性が求められる分野は、県国際化協会や市町村国際交流協会、NPO等の団体が担う。
- 県内各地域の実情を踏まえながら、実現可能な取組から実施し、実現が難しい取組は、関係機関が連携、補完する。
- 外国人県民の背景を踏まえ、取組の対象を明確にするとともに、PDCA（計画→実行→評価→改善）を徹底する。
- 最終的には市町村自らが外国人支援に取り組めるよう、必要な支援を実施する。

2 施策の方向性と事業の取組方針

※4・5 ページの **方**・**取** マークの意味：**方** ⇨ 方向性 **取** ⇨ 主な取組

施策1 地域社会への更なる理念啓発

- 方** シンポジウム等の開催や町内会・自治会、民生委員等との連携による理念啓発
 - 取** シンポジウム等の開催、啓発グッズの作成・配布
民生委員会議等を活用した多文化共生の理念に関する説明・情報提供
- 方** 国際理解教育や人権教育の強化
 - 取** 学校教材（DVD等）の作成・活用
- 方** 市町村に対する理念啓発
 - 取** 研修会・勉強会の開催及び適切な情報共有
市町村訪問によるニーズ把握及びフォロー
- 方** 庁内の保健福祉・教育・共同参画社会等関係部署における多文化共生の意識向上
 - 取** 職員連絡会議等の開催による情報提供・共有等



評価
指標

多文化共生啓発事業を実施している市町村数

現況 2017年度：7市町村

目標 2023年度：35市町村

施策2 地域と外国人県民との連携強化

- 方** 町内会・自治会や市町村が実施する各種行事、防災訓練への参加促進、防災知識や防犯知識の醸成
 - 取** 各種行事、防災訓練への参加状況の把握及び参加の促進
県・市町村防災担当課との情報連絡会議の活用
- 方** 地域、行政における外国人材活用の推進
 - 取** 人材登用の推進
- 方** 地域活動への参加促進、コミュニティーリーダーの育成
 - 取** 技能実習生等と地域の共生推進



評価
指標

多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数

現況 2017年度：1,100人
(2014年度から2017年度までの合計人数)

目標 2023年度：2,300人
(2019年度から2023年度までの合計人数)

施策3 利用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

- 方** 公共機関における多言語及びやさしい日本語による情報発信（生活情報、医療保健福祉情報、災害情報等）に関する関係機関への意識啓発及び行政資料の多言語化
 - 取** 住民窓口案内表示やホームページ、各種行政資料の多言語化の推進及び適切な内容確認
- 方** 各種通訳ボランティア等の活用促進
 - 取** 医療通訳等の各種ボランティアの活用促進
災害時通訳ボランティア事業の実施（ボランティア数の増加に向けた更なる調整）
- 方** 大規模災害発生時等、市町村間や県域を越えた広域連携による多言語化体制の構築
 - 取** 地域間協力提携の調整
県・市町村防災担当課との情報連絡会議の活用【再掲】
- 方** 多言語活用 ICT ツール等の情報提供
 - 取** 多言語 ICT ツールの言語・目的別整理及びHP等による情報提供



評価
指標

多言語による生活情報の提供をしている市町村数

現況 2017年度：19市町村

目標 2023年度：35市町村

施策 4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上

方 学習希望者の多様なニーズに応じた日本語学習の支援

- 取 日本語支援ボランティアの育成
地域の特性や学習ニーズなどを踏まえた、ICT活用等を含む日本語学習のあり方検討
多言語 ICT ツールの言語・目的別整理及び情報提供【再掲】

方 外国人の児童・生徒に対する日本語指導の充実

- 取 児童・生徒の保護者への支援についての配慮、関係機関との連携
県教委による非常勤講師の配置、市町村教委による指導補助者の配置
みやぎ外国人相談センター、教育機関、保健福祉担当課、市町村等との連携促進
(定期的な連絡会議の開催及び適切な情報共有)



評価
指標

日本語講座など日本語学習支援及び関連する取組を実施している市町村数

現況 2017年度：13市町村

目標 2023年度：35市町村

施策 5 相談体制・生活支援の体制強化

方 相談体制等の強化に向けた関係機関の連携、相談技術の向上等による支援体制の強化

- 取 みやぎ外国人相談センターの設置及び活用促進に向けた更なる周知
研修会・勉強会の開催及び適切な情報共有【再掲】

方 出産・子育ての悩みを抱えている方や支援を必要としている方への支援、関係機関による連携

- 取 みやぎ外国人相談センター、教育機関、保健福祉担当課、市町村等との連携促進
(定期的な連絡会議の開催及び適切な情報共有)【再掲】
市町村における母子保健に関する取組状況の調査及び共有

評価
指標

外国人相談対応の体制を整備している市町村数

現況 2017年度：6市町村

目標 2023年度：15市町村

施策 6 就労支援の促進

方 国の動き等を踏まえた外国人材の効果的活用に向けたあり方検討

- 取 有識者会議による外国人労働者の受け入れに向けた検討

方 事業者への雇用に関する情報提供や、雇用促進に向けた啓発

- 取 雇用促進に向けた事業者セミナー開催、啓発パンフレットの作成・配布

方 就職や就労定着に向けた支援及び情報提供

- 取 就職や起業支援、就労定着のための情報提供



評価
指標

(i) 技能実習生を除く外国人雇用者数

現況 2017年度：5,570人

目標 2023年度：12,000人

(ii) 外国人労働者に係るセミナー研修会等に参加した事業所数

現況 2017年度：215事業所数

目標 2023年度：1,500事業所数

(2019年度から2023年度までの合計事業所数)

施策 7 文化・習慣等の相互理解の促進

方 外国人県民と地域住民との交流促進等

- 取 技能実習生等と地域の共生推進【再掲】 LGBT等への対応など新たな課題に対する意識啓発

方 子どもの母国語や母国文化の学習に関する支援及び啓発

- 取 外国籍児童の受入時における母国への理解と尊重の啓発

評価
指標

文化・習慣等の相互理解の促進に係る取組の参加者数

現況 2017年度：6市町村

目標 2023年度：15市町村

計画推進のために

1 関係機関の役割

(1) 多文化共生の推進に向けた役割分担

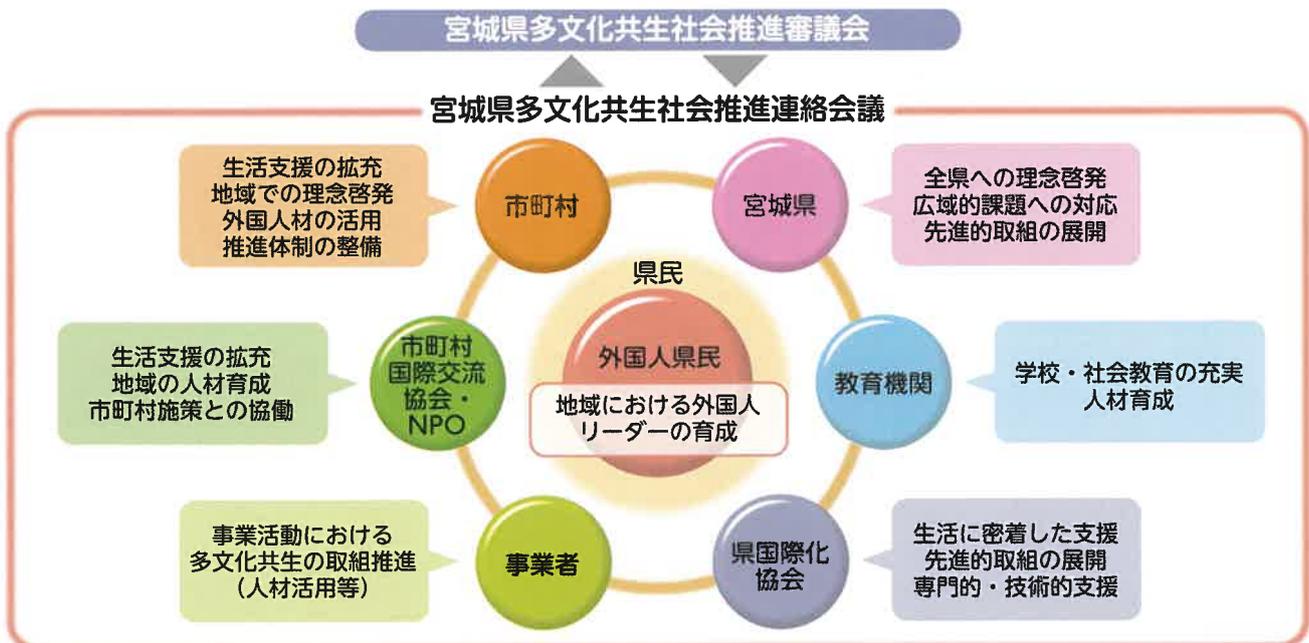
<p>県民</p> <p>国籍、民族等の違いにかかわらず、全ての県民が多文化共生の理念を更に理解し、職場、学校、自治会、家庭などの地域社会におけるあらゆる分野において多文化共生を推進</p>	<p>県国際化協会</p> <p>県、市町村、関係機関が行う多文化共生の取組への専門的・技術的な支援、多文化共生の推進を担う人材育成</p>
<p>市町村</p> <p>外国人県民に最も身近な行政機関として、生活に密着した支援を主体的に実施。地域における一層の理念の啓発、外国人県民の人材育成・活用</p>	<p>市町村国際交流協会・NPO</p> <p>活動実績や小規模機関の柔軟性等を生かし、地域に密着しながらよりきめ細かな取組を実施</p>
<p>県</p> <p>全県的な理念啓発や情報提供、広域的な課題への対応、先進分野に関する取組、市町村や関係機関が実施する多文化共生の取組への支援、多文化共生の推進体制の強化</p>	<p>教育機関</p> <p>外国人児童・生徒に対する指導の充実、意識の向上と人材育成を推進し、地域の関係機関とも連携して取組の充実の実施</p>
	<p>事業者</p> <p>多文化共生の理念の一層の理解推進、県や市町村が実施する施策への協力</p>

(2) 多文化共生の推進に向けた行政機関の連携・協働の強化

- ◇行政機関内部の連携▶ 多文化共生担当部署を中心とし、各部署の取組を強化
- ◇行政機関相互の連携▶ 近隣の市町村、県と市町村での相互の連携・協働を強化

2 推進体制の整備

- ◇宮城県多文化共生社会推進審議会▶ 多文化共生の状況について審議し、県に提言します。
- ◇宮城県多文化共生社会推進連絡会議▶ 行政、事業者、関係機関によるネットワークを構築します。



多文化共生社会の形成の推進に関する条例

平成十九年七月十一日
宮城県条例第六十七号

(目的)

第一条 この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

(基本理念)

第三条 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

- 一 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。
- 二 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。
- 2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。
- 3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

(多文化共生社会推進計画)

第七条 (略)

(市町村との協働)

第八条 県は、多文化共生社会の形成に関する市町村の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生社会の形成に市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生社会の形成の推進に関する施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の活動を促進するための支援)

第九条 県は、県民が行う多文化共生社会の形成の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十条 県は、多文化共生社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性にかんがみ、その充実を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、多文化共生社会の形成を推進するため、市町村、事業者、県民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、多文化共生社会の形成の状況を把握するとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第十三条 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する相談及び苦情の適切な処理に努めるものとする。

宮城県 経済商工観光部 国際企画課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL 022-211-2972 / E-mail kokusaik@pref.miyagi.lg.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ftp-kokusai/>